平成２２年（フ）第４２９号
北九州市小倉北区中井１丁目４番４号　ＩＴ芳賀203
債務者　三木　鈴子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４３号
北九州市若松区畑谷町19番29号
債務者　瀧元　順一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４４号
北九州市若松区畑谷町19番29号
債務者　瀧元みちよ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７５号
北九州市八幡東区枝光５丁目10番４―102号
債務者　田中　和昭
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７７号
北九州市小倉南区上貫３丁目15番37号
債務者　野見山恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８２号
新潟県燕市吉田西太田618番地の６
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
新潟市西蒲区仁箇1544番地11
債務者　丸山ユリ子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１９号
新潟市秋葉区柄目木1041番地７
債務者　原　　賢哉
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
新潟市秋葉区小須戸3617番地
債務者　加藤　　尚
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
新潟市北区早通北５丁目１番30―35号
債務者　高野　信義
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００２号
横浜市保土ケ谷区釜台町２番10―506号
債務者　鳰　真衣子（旧姓亀田・三浦）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４６号
横浜市中区小港町１丁目１番地５　ビューコート小港11号棟405号室
債務者　安達　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
横浜市港北区綱島西３丁目20番23号
債務者　高井　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
横浜市泉区上飯田町886番地　第三中野荘Ａ202
債務者　鈴木きみ子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８９号
神奈川県海老名市中野186番地　ファミーユにしがい203号室、住民票上の住所神奈川県海老名市杉久保北５丁目７番36―202号
債務者　小林　寿昭
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
横浜市磯子区広地町10番34号　サニーストリーム203号
債務者　松尾由紀子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０２号
神奈川県海老名市大谷北４丁目３番32―305号
債務者　遠藤　長子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部